

静岡県告示第686号

ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年静岡県告示第828号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月27日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第7 対象講座指定の申請</p> <p>受講修了時給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童（以下「支給申請者」という。）は、対象講座の受講を開始する前に、次に掲げる書類を支給申請者の住所地を管轄する賀茂健康福祉センター、東部健康福祉センター、中部健康福祉センター又は西部健康福祉センター（以下「該当健康福祉センター」という。）の長を経由して知事に提出し、対象講座の指定を受けるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本、当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにする書類（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。）</u></p> <p>第9 支給の申請</p> <p>給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を該当健康福祉センターの長を経由して知事に提出するものとする。</p> <p>(1) 受講修了時給付金</p>	<p>第7 対象講座指定の申請</p> <p>受講修了時給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童（以下「支給申請者」という。）は、対象講座の受講を開始する前に、次に掲げる書類を支給申請者の住所地を管轄する賀茂健康福祉センター、東部健康福祉センター、中部健康福祉センター又は西部健康福祉センター（以下「該当健康福祉センター」という。）の長を経由して知事に提出し、対象講座の指定を受けるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第9 支給の申請</p> <p>給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を該当健康福祉センターの長を経由して知事に提出するものとする。</p> <p>(1) 受講修了時給付金</p>

ア 提出書類 各1部

(7)～(カ) (略)

(キ) 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本、当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにする書類（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）

(ク) 第8による知事の通知に係る通知書の写し

(ケ) 支給申請者が対象講座の受講を修了したことを、受講施設の長が認定した証明書

(コ) 支給申請者が支払った経費について、受講施設の長が発行した領収書

イ (略)

(2) 合格時給付金

ア 提出書類 各1部

(7)～(カ) (略)

(キ) 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本、当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにする書類（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、

ア 提出書類 各1部

(7)～(カ) (略)

(キ) (略)

(ク) (略)

(ケ) (略)

イ (略)

(2) 合格時給付金

ア 提出書類 各1部

(7)～(カ) (略)

<u>知事が別に定める場合を除く。）</u>	
(ウ) 第8による知事の通知に係る通知書の 写し	(キ) (略)
(ケ) 文部科学大臣が発行する合格証書の 写し	(ク) (略)
イ (略)	イ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号（添付書類）中、

「5 寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本、当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにする書類（※児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。）」

を削除する。

様式第2号（添付書類）中、

「5 寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本、当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにする書類（※児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。）」

を削除し、

- 「6 受給対象講座の指定の通知書の写し
7 受講修了証明書（※受講修了時給付金を申請する場合に限る。）
8 受講経費についての領収書（※受講修了時給付金を申請する場合に限る。）
9 文部科学大臣発行の合格証書の写し（※合格時給付金を申請する場合に限る。）」

を

- 「5 受給対象講座の指定の通知書の写し
6 受講修了証明書（※受講修了時給付金を申請する場合に限る。）
7 受講経費についての領収書（※受講修了時給付金を申請する場合に限る。）
8 文部科学大臣発行の合格証書の写し（※合格時給付金を申請する場合に限る。）」

に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後のひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、令和3年8月1日から適用する。